

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

### 1 土地区画整理事業の名称

松ヶ崎地区土地区画整理事業

### 2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

左京区高野泉町の一部、修学院川尻町の一部、修学院水川原町、修学院犬塚町、修学院中林町の一部、修学院十権寺町、修学院大林町の一部、修学院鹿ノ下町、修学院薬師堂町、山端川端町、山端川原町、山端柳ヶ坪町の一部、山端大城田町の一部、山端橋ノ本町、山端壱町田町、一乗寺東閉川原町の一部、一乗寺西閉川原町の一部、松ヶ崎樋ノ上町の一部、松ヶ崎河原田町の一部、松ヶ崎小脇町、松ヶ崎東町の一部、松ヶ崎御所ノ内町、松ヶ崎雲路町、松ヶ崎久土町の一部、松ヶ崎杉ヶ海道町の一部、松ヶ崎海尻町、松ヶ崎壱町田町、松ヶ崎修理式町、松ヶ崎横繩手町、松ヶ崎橋上町、松ヶ崎正田町、松ヶ崎木ノ本町、松ヶ崎御所海道町、松ヶ崎平田町、松ヶ崎六ノ坪町、松ヶ崎井出ヶ海道町、松ヶ崎芝本町の一部、松ヶ崎今海道町の一部、松ヶ崎三反長町の一部、松ヶ崎堂ノ上町、松ヶ崎柳井田町の一部、松ヶ崎小竹藪町の一部、松ヶ崎東山の一部、松ヶ崎総作町の一部、松ヶ崎泉川町の一部、松ヶ崎西町の一部、松ヶ崎中町、松ヶ崎堀町の一部、松ヶ崎東池ノ内町の一部、松ヶ崎南池ノ内町の一部、松ヶ崎鞍馬田町及び松ヶ崎糺田町

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成25年11月5日から平成25年11月19日まで(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)

#### 5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

#### 6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効)、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

#### 7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)